

# 高山小学校 いじめ防止対策基本方針

## 1 いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

## 2 いじめの起こりにくい学校づくり

- (1) いじめが発生してから対応するという考え方でなく、未然防止につとめ、いじめの起こりにくい学校づくりを進める。
- (2) 児童に「いじめは絶対に許さない」「いじめられてもいい子はひとりもない」という意識を持たせ、命の尊さについて理解を促す。
- (3) 児童が集団の一員としての自覚や自信を持ち、自己肯定感を高められるように教育活動を展開する。
- (4) 児童間のトラブルは、自他を理解し人間関係づくりをする機会としてとらえる。
- (5) 児童が安心して毎日が過ごせるよう、規律ある環境づくりや開かれた学級づくりを行う。

## 3 いじめの早期発見

- (1) 児童の些細な変化や兆候を見逃さず、迅速に対応する。
- (2) 児童や保護者が相談しやすい環境をつくる。
- (3) 地域に開かれた学校づくりを進める。
- (4) 定期的なアンケート調査（年2回以上）やチェックシートの活用、相談窓口の周知などにより、児童がいじめを訴えやすいようにする。

## 4 いじめの早期対応

- (1) いじめられている児童には

### 【基本的姿勢】

- ・いじめられている児童生徒の気持ちにより添った親身な対応をする。
- ・どんなことがあっても守り通す。

- ① 受容：悲しさ、悔しさ、つらさにじっくりと耳を傾ける。
- ② 共感：うなずきながら聞いたり、話した内容を整理したりしながら伝える。
- ③ 自信：児童生徒の良さを認め励まし、自分の力を伸ばせるようにアドバイスをする。
- ④ 安心：いつでも相談できることを伝え、不安や悩みの解消に努める。

## (2) いじめた児童には

### 【基本的姿勢】

- ・「いじめは絶対に許されない」との認識のもと、行為に対しては毅然とした指導をする。
- ・いじめをしてしまった動機や背景に理解を示すようにする。

- ① 確認：中立の立場で事実を正確に把握する。
- ② 傾聴：不安や不満など、背景になったことに耳を傾け、共感的に理解していく。
- ③ 内省：いじめられる児童のつらい気持ちを考え、自ら謝罪できるよう指導する。
- ④ 回復：エネルギーをプラスの方向に向かわせ、集団の中で信頼関係を築かせていく。

## (3) 周囲の児童には

### 【基本的姿勢】

- ・いじめは、学級や学年など集団全体の問題である。
- ・みんなで「いじめは絶対に許されない」という思いを持ち、楽しい学校生活を過ごせるようにしていく。

- ① 人権：「観衆」「傍観者」の立場の児童の気持ちや背景を理解しながら、いじめの事実を告げることは「チクリ」などではなく、つらく悲しい思いをしている友だちを救う立派な行為であることを伝えていく。
- ② 内省：いじめられた児童の気持ちを思いやりながら、自分の行為の振り返りや今後の行動について考えさせる。
- ③ 集団：学級全体の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせ、いじめを許さない集団づくりに向けて話し合いを深め、好ましい人間関係を構築していく。

## (4) いじめられた児童の保護者には

### 【基本的姿勢】

- ・いじめ問題が起きたときの学校の支援・指導方針を日頃から保護者に周知し、理解を得ておく。
- ・学校で把握したいじめは、「いじめ」という言葉だけでなく、具体的な行為として、児童の気持ちと結び付けながら正確に伝える。

- ① 迅速：訴えを丁寧に聞き、事実を調べ、速やかに電話連絡。
- ② 報告：その日のうちに家庭訪問をし、把握した事実を正確に伝える。
- ③ 支援：学校の対応の方針を具体的に示し、家庭での児童への様子について情報を得る。
- ④ 冷静：相手の保護者への抗議など避けるよう依頼し、相手からの謝罪の形態を打診する。
- ⑤ 継続：謝罪が行われた後も経過を観察し何かなくても児童の様子を保護者に伝えていく。

(5) いじめた児童の保護者には

【基本的姿勢】

- いじめ問題が起きたときの学校の支援・指導方針を日頃から保護者に周知し、理解を得ておく。
- 学校で把握したいじめは、「いじめ」という言葉だけでなく、具体的な行為として、児童の気持ちと結び付けながら正確に伝える。

- ① 迅速：事実を調べ、速やかに電話連絡。
- ② 報告：その日のうちに家庭訪問をし、把握した事実を経過とともに正確に伝える。
- ③ 冷静：事実を認めなかったり、うちの子だけではないなど学校の対応を批判したりする場合は、あらためて事実の確認と学校の指導方針を示す。
- ④ 支援：保護者の心中を察しながら児童の立ち直りや謝罪の方向など具体的に助言する。
- ⑤ 継続：謝罪が行われた後も、指導の経過と本人の変容を保護者に伝えていく。

(6) 重大事態が起きた時の対応

- ① 教育委員会への報告とともに警察等関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ② 村及び県教育委員会と連携して、いじめ防止等対策委員会（弁護士・医師・臨床心理士などの外部専門家10名以内で編制）の協力を仰ぎながら、原則として本校いじめ対策委員会が中心となり学校組織をあげて対応する。
- ③ 事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら学校組織をあげて行う。
- ④ 被害児童・保護者に対し、調査等によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め適時・適切な方法によりその説明に努める。
- ⑤ 被害児童・保護者の意向に十分に配慮した上で保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- ⑥ いじめ対策委員会で再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

## 5 校内の指導体制

校長	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆校内いじめ防止対策委員会を設置し、全教職員共通理解のもとに、学校全体としていじめの解消・根絶を図る。</li> </ul>
教頭	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめについての認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制につとめる。</li> <li>◆具体的な指導や留意点などについて職員会議や職員研修会などで伝え、教職員間の共通理解を図る。</li> <li>◆児童を理解するために教職員相互の情報交換を大切にする。</li> <li>◆必要に応じて外部専門家の助言を依頼したり相談体制を整えたりする。</li> </ul>
生徒指導・教育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめ事案について事実確認・対応。</li> <li>◆いじめ相談窓口・「いじめ報告書」による情報収集・周知・記録。</li> <li>◆学級担任とともに指導の方向を考える。</li> <li>◆いじめを、その学級や学年間だけの問題にせず、生活づくり委員会や職員会などの場で取り上げ、解決策や支援の方向などについて意見を出し合い、校内全体の指導体制を確立する。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆いじめの相談窓口。</li> <li>◆信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、いじめを訴えてきた児童の心情を寄り添っていく。</li> </ul>
専科	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆特別教室での様子について常に担任と情報交換をし、いじめの早期発見に努める。</li> <li>◆いじめを認識したら、児童への対応について担任と相談し、積極的に支援・協力する。</li> </ul>
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆常に学年全体の学習の様子や生活の様子に気を配り、いじめなどの早期発見に努める。</li> <li>◆学年全体のまとまりを考え、必要に応じて学年集会などを開く。</li> <li>◆いじめは学年全体に関わることとしてとらえ、学級担任を支えていく。</li> </ul>
学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「いじめは許さない」という担任の姿勢を年度当初に伝える。</li> <li>◆いじめが認識されたら冷静に対応し、正確に事実を確認する。</li> <li>◆一人で抱え込まず、校長・教頭・学年主任などに相談し、情報を共有しながら指導の方向を考える。</li> <li>◆「いじめ報告書」を作成し、生徒指導主事を通じて全職員に周知する。</li> <li>◆いろいろな思いや立場の児童が、お互いに理解を深められるような教育活動の場を継続して設定する。</li> </ul>

